

消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

附則

(適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置)

第二十一条の三 二十八年改正法附則第五十一条の三第一項に規定する個人事業者である適格請求書発行事業者の同項の規定の適用を受ける課税期間における消費税法施行令第二十五条の五第一項第二号及び第七十五条第八項の規定の適用については、同号中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の三第一項」と、同項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の三第一項」とする。

第二十三条 省略

2 二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定の適用を受ける控除対象課税仕入れについて消費税法施行令第七十五条第八項の規定の適用を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「金額を」とあるのは、「金額に」からその課税仕入れに係る所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十三条第一項各号に掲げる控除対象課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める割合を控除して得た率を乗じて算出した金額を」とする。

3・4 省略

(国外事業者から受ける電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置)

第二十四条 事業者が、五年施行日から令和十三年九月三十日までの間に国内において行った課税仕入れのうち、二十八年改正法第十八条の規定による改正前の二十七年改正法附則第三十八条第一項本文の規定がなお効力を有するものとしたならば同項本文の規定の適用を受けるものについては、二十八年改正法附則第五十二条及び第五十三条の規定は、適用しない。

改正前

附則

第二十三条 同上

2 二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定の適用を受ける控除対象課税仕入れについて新令第七十五条第八項の規定の適用を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「金額を」とあるのは、「金額に百分の五十を乗じて算出した金額を」とする。

3・4 同上

(国外事業者から受ける電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置)

第二十四条 事業者が、五年施行日から令和十一年九月三十日までの間に国内において行った課税仕入れのうち、二十八年改正法第十八条の規定による改正前の二十七年改正法附則第三十八条第一項本文の規定がなお効力を有するものとしたならば同項本文の規定の適用を受けるものについては、二十八年改正法附則第五十二条及び第五十三条の規定は、適用しない。

附
則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。
